

改正後	改正前
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〜九の二 (略)</p> <p>十 設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局（設備規則第十四条の表十の項に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセント以内のもの</p> <p>十の二 設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局に使用するための無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセントを超えるもの</p> <p>十一〜十一の十八 (略)</p> <p>十一の十九 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>十一の十九の二 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>十一の十九の三 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>十一の二十 設備規則第四十九条の六の九第一項においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備のうち、その空中線電力が一六〇ワット以下のものであつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセント以内のもの</p> <p>十一の二十の二 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセント以内のもの</p>	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〜九の二 (略)</p> <p>十 設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局（設備規則第十四条の表十の項に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備</p> <p>十一〜十一の十八 (略)</p> <p>十一の十九 設備規則第四十九条の六の九においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>十一の二十 設備規則第四十九条の六の九第一項においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの</p> <p>十一の二十の二 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備</p>

十一の二十の三 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセント以内のもの

十一の二十の四 設備規則第四十九条の六の九第一項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、その空中線電力が一六〇ワット以下のものであつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセントを超えるもの

十一の二十の五 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセントを超えるもの

十一の二十の六 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセントを超えるもの

十一の二十一〜五十二の三 (略)

五十三 設備規則第四十九条の二十九においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

五十四 設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

五十四の二 設備規則第四十九条の二十九第二項、第二項、第五項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の三 設備規則第四十九条の二十九第二項、第二項、第六項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十の三 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十一〜五十二の三 (略)

五十三 設備規則第四十九条の二十九においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

五十四 設備規則第四十九条の二十九においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(中継を行うものを除く)に使用するための無線設備

五十四の二 設備規則第四十九条の二十九第二項、第二項、第五項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の三 設備規則第四十九条の二十九第二項、第二項、第六項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の四 設備規則第四十九条の二十九第二項、第七項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

五十五〜七十二 (略)

- 2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。
- 一 前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七から第十一号の八の二まで、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九から第十一号の十九の三まで、第十一号の二十一、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号から第二十二号まで、第五十一号、第五十四号及び第五十四の四に掲げる特定無線設備
 - 二 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係)

- 一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。
 - (1) ・ (2) (略)
 - (3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

装置	一	二	三	四
試験項目	第一号	第二号	第三号	特定無線設備の種別
				(略)
測定器等	一	第一号	第二号	第二号
				(略)
				第二号
				(略)
				第三号
				(略)
				第三号
				(略)
				第三号
(略)				
測定器等	一	第一号	第二号	第二号
				(略)
				第二号

五十五〜七十二 (略)

- 2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。
- 一 前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七から第十一号の八の二まで、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号から第二十二号まで、第五十一号及び第五十四号に掲げる特定無線設備
 - 二 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係)

- 一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。
 - (1) ・ (2) (略)
 - (3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

装置	一	二	三	四
試験項目	第一号	第二号	第三号	特定無線設備の種別
				(略)
測定器等	一	第一号	第二号	第二号
				(略)
				第二号
				(略)
				第二号
測定器等	一	第一号	第二号	第二号
				(略)
				第二号

送	
占有周波数帯	周波数
ペクタースト 又はメータ バンド 発生装置 疑似信号 発生装置 又は疑似 音声発生 装置	トランス 分器 又は計 波数

○	○	備設線無の号第十第
○	○	備設線無の三の号第十第

○	○	備設線無の九十の号第十第
○	○	備設線無の二の号第十第
○	○	備設線無の三の号第十第
○	○	備設線無の十二の号第十第
○	○	備設線無の十二の号第十第
○	○	備設線無の三の号第十第
○	○	備設線無の四の号第十第
○	○	備設線無の五の号第十第
○	○	備設線無の六の号第十第

○	○	備設線無の三の四十五の号第十第
○	○	備設線無の四の四十五の号第十第

送	
占有周波数帯	周波数
ペクタースト 又はメータ バンド 発生装置 疑似信号 発生装置	トランス 分器 又は計 波数

○	○	備設線無の号第十第
---	---	-----------

○	○	備設線無の九十の号第十第
○	○	備設線無の十二の号第十第
○	○	備設線無の十二の号第十第
○	○	備設線無の三の号第十第

○	○	備設線無の三の四十五の号第十第
---	---	-----------------

装 信									
変調係数	変調度又は数偏位又は周波は周波又	周波数	率比吸収	空中線電力	度射の強	不要射又は	アス発	スプリ	器分析
オシロスコピー	度計又は変調度は波器又は直線検波器又は発振器	低周波	装置測定率	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	はスペクトル分析器	アス電	発振器	低周波	器分析
			13 注○	○	○			○	
			13 注○	○	○			○	
			13 注○	○	○			○	
			13 注○	○	○			○	
				○	○			○	
				○	○			○	
				○	○			○	
				○	○			○	
				○	○			○	
				○	○			○	
				○	○			○	
				○	○			○	

			13 注○	○	○			○	
			13 注○	○	○			○	

			13 注○	○	○			○	
			13 注○	○	○			○	
			13 注○	○	○			○	
				○	○			○	
				○	○			○	
				○	○			○	
				○	○			○	
				○	○			○	
				○	○			○	
				○	○			○	
				○	○			○	

			13 注○	○	○			○	
			13 注○	○	○			○	

装 信									
変調係数	変調度又は数偏位又は周波は周波又	周波数	率比吸収	空中線電力	度射の強	不要射又は	アス発	スプリ	器分析
オシロスコピー	度計又は変調度は波器又は直線検波器又は発振器	低周波	装置測定率	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	はスペクトル分析器	アス電	発振器	低周波	器分析
			13 注○	○	○			○	
			13 注○	○	○			○	
				○	○			○	
				○	○			○	
				○	○			○	
				○	○			○	
				○	○			○	
				○	○			○	
				○	○			○	
				○	○			○	

			13 注○	○	○			○	
--	--	--	-------	---	---	--	--	---	--

			13 注○	○	○			○	
				○	○			○	
				○	○			○	
				○	○			○	
				○	○			○	

			13 注○	○	○			○	
--	--	--	-------	---	---	--	--	---	--

置	
隣 チャネ	低周波 発振器
間 送信時	低周波 発振器 オシロ プスコ ー
時間 下がり	析器
信立ち 及び送	トル分 析器
り時間 及び送	プ又は スペク トル分 析器
立ち上 り時間	オシロ プスコ ー
送信立	オシロ プスコ ー
音 及び雑	低周波 発振器 直線検 波器 歪率雑 音計
総合歪	低周波 発振器
性 波数特	電力計 低周波 発振器
電力 搬送波	スペク トル分 析器 低周波 発振器
性 シス ト	直線検 波器 低周波 発振器
プレ ンフ ア	低周波 発振器

注	○
注	○

○	
○	
○	
○	
○	
○	
○	
○	
○	
○	

○	
○	

置	
隣 チャネ	低周波 発振器
間 送信時	低周波 発振器 オシロ プスコ ー
時間 下がり	析器
信立ち 及び送	トル分 析器
り時間 及び送	プ又は スペク トル分 析器
立ち上 り時間	オシロ プスコ ー
送信立	オシロ プスコ ー
音 及び雑	低周波 発振器 直線検 波器 歪率雑 音計
総合歪	低周波 発振器
性 波数特	電力計 低周波 発振器
電力 搬送波	スペク トル分 析器 低周波 発振器
性 シス ト	直線検 波器 低周波 発振器
プレ ンフ ア	低周波 発振器

○	
---	--

○	
○	
○	
○	

○	
---	--

(表略)

注1・2 (略)

3 2の(2)の欄は、「F 3 E 142MHzから162MHzまで」又は「F 3 E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

(1) (略)

(2) 第2条第1項第11号の19、第11号の19の2、第11号の19の3、第11号の21、第54号又は第54号の4に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz (同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅)」のように限定された周波数の範囲を発射可能な周波数に付記すること。

(3) (略)

(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21若しくは第54号に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで若しくは第11号の22から第11号の24までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯(次のアからクまでに掲げる周波数帯をいう。)及び当該搬送波の数を記載すること。

ア～カ (略)

キ 2,545MHzを超え2,655MHz以下の周波数帯

ク (略)

(5) 第2条第1項第11号の19の3又は第54号の4に掲げる無線設備にあつては、通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔を「通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔は、5MHz、10MHz及び15MHzとする。」のように付記すること。

(6) 第2条第1項第10号の2及び第11号の20の4から第11号の20の6に掲げる無線設備にあつては、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲を「1925MHz (同時送信可能な周波数は

(表略)

注1・2 (略)

3 2の(2)の欄は、「F 3 E 142MHzから162MHzまで」又は「F 3 E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

(1) (略)

(2) 第2条第1項第11号の19、第11号の21 又は第54号に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz (同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅)」のように限定された周波数の範囲を発射可能な周波数に付記すること。

(3) (略)

(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21若しくは第54号に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで若しくは第11号の22から第11号の24までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯(次のアからクまでに掲げる周波数帯をいう。)及び当該搬送波の数を記載すること。

ア～カ (略)

キ 2,545MHzを超え2,645MHz以下の周波数帯

ク (略)

1920.14MHz から 1929.86MHz までのうち連続した最大 9.72MHz 幅)」のように付記すること。

4～12 (略)

第二～第六 (略)

様式第 7 号 (第 8 条、第 20 条、第 27 条及び第 36 条関係)

(略)

注 1～3 (略)

4 (略)

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる無線設備	V T
<u>第 2 条第 1 項第 10 号の 2 に掲げる無線設備</u>	<u>V S</u>
(略)	(略)
第 2 条第 1 項第 11 号の 19 に掲げる無線設備	H U
<u>第 2 条第 1 項第 11 号の 19 の 2 に掲げる無線設備</u>	<u>P S</u>
<u>第 2 条第 1 項第 11 号の 19 の 3 に掲げる無線設備</u>	<u>Q S</u>
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 に掲げる無線設備	I U
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 2 に掲げる無線設備	I T
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 3 に掲げる無線設備	J T
<u>第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 4 に掲げる無線設備</u>	<u>R S</u>
<u>第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 5 に掲げる無線設備</u>	<u>S S</u>
<u>第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 6 に掲げる無線設備</u>	<u>T S</u>
(略)	(略)
第 2 条第 1 項第 54 号の 3 に掲げる無線設備	N T
<u>第 2 条第 1 項第 54 号の 4 に掲げる無線設備</u>	<u>U S</u>

5 (略)

(施行期日)

1 この命令は、公布の日から施行する。

4～12 (略)

第二～第六 (略)

様式第 7 号 (第 8 条、第 20 条、第 27 条及び第 36 条関係)

(略)

注 1～3 (略)

4 (略)

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる無線設備	V T
(略)	(略)
第 2 条第 1 項第 11 号の 19 に掲げる無線設備	H U
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 に掲げる無線設備	I U
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 2 に掲げる無線設備	I T
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 3 に掲げる無線設備	J T
(略)	(略)
第 2 条第 1 項第 54 号の 3 に掲げる無線設備	N T

5 (略)

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に受けている証明規則第二条第一項第十号、第十一号の二十、第十一号の二十の二又は第十一号の二十の三の規定に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第二項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。
- 3 この省令の施行の際現にされている証明規則第二条第一項第十号、第十一号の二十、第十一号の二十の二又は第十一号の二十の三の規定に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。
- 4 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。